

いなべ市都市計画マスタープラン改定業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、いなべ市（以下、「発注者」という。）が発注する「いなべ市都市計画マスタープラン改定業務」（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、人口減少・少子高齢化社会の進展や、市街地の低密度化に伴う都市機能の低下、公共施設の維持更新費用の増大が懸念される一方、東海環状自動車の整備により、市を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化している。

このような状況の中、中長期的な視点に立っていなべ市の将来像を明確にし、その実現に向けたいなべ市全体の都市像や地域別のまちづくり方針等を定めることを目的とする。

第3条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 都市計画運用指針
- (4) 都市再生基本方針
- (5) 第3次いなべ市総合計画
- (6) 三重県都市計画基本方針
- (7) 都市計画マスタープラン
- (8) その他関係法令等

第4条 (疑義)

本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者との協議の上、決定するものとする。

第5条 (提出書類)

受注者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、下記書類を速やかに提出するものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 技術者選任通知書

- (5) 資格証明書の写し等
- (6) その他発注者が必要と認める書類

第6条 (技術者の選任)

受注者は、本業務の技術者として以下の条件を満たすものを選任するものとする。

- (1) 管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、直近5年以内に同種業務（都市計画マスタープラン策定または改定業務）に従事した実績を有する者を配置すること。
- (2) 照査技術者は、技術士（建設部門—都市及び地方計画）の資格を有し、直近5年以内に同種業務（都市計画マスタープラン策定または改定業務）に従事した実績を有する者を配置すること。
- (3) 担当技術者のうち少なくとも1名は、技術士（建設部門—都市及び地方計画）、RCCM（都市計画および地方計画部門）、認定都市プランナー、認定準都市プランナーのいずれかの資格を有し、直近5年以内に同種業務（都市計画マスタープラン策定または改定業務）に従事した実績を有する者を配置すること。
- (4) 担当技術者のうち少なくとも1名は、空間情報総括管理技術者の資格を有し、地方公共団体が発注する同種業務（都市計画マスタープラン策定または改定業務）において管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者を配置すること。
- (5) 担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼任できない。

第7条 (情報資産管理)

発注者の情報資産を安全に管理するため、情報セキュリティ遵守に関して、受注者は、JISQ15001（プライバシーマーク）、JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けているものとする。

第8条 (品質管理等)

受注者は、JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）を業務実施する部門で資格取得しているものとし、品質管理の向上と環境負荷の低減に努めるものとする。

第9条 (個人情報の取り扱い)

乙は、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、本業務を実施するものとする。

第10条

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは、発注者と受注者が協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。なお、発注者にのみ申請可能な手続きは、発注者が実施するものとする。

第 1 1 条（損害賠償）

本業務遂行中に第三者に与えた損害は全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

第 1 2 条（秘密の保持）

受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第 1 3 条（貸与資料）

受注者は、本業務に必要と認められる資料を発注者より借用できるものとし、借用した資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第 1 4 条（検査）

業務完了後、発注者の検査を受けるものとする。この検査において成果品に不備な点が発見された場合は、受注者は速やかに自己の負担で指定期日までに、この成果品を修正し納入するものとする。

第 1 5 条（成果品の契約不適合）

本業務完了後、受注者の過失又は粗漏により契約不適合箇所が発見された場合は、納品後 1 年以内について、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

第 1 6 条（成果品の帰属）

本業務による成果品の著作権・所有権は、受注者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て発注者に帰属するものとする

第 1 7 条（履行期間）

契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

第2章 業務内容

第18条（計画準備）

計画準備は、作業計画、作業手法等確認・検討するものとし、業務が滞りなく遂行できるように業務実施計画書にまとめ、これを発注者に提出、承認を得るものとする。

第19条（資料収集整理）

受注者は、本業務にて必要となる資料の収集整理を行うものとする。また令和8年3月に策定された第3次いなべ市総合計画等の上位計画及び関連施策等について整理、整合を図るものとする。貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに返却するものとする。

第20条（地域特性の把握）

受注者は、収集整理した資料をもとに本の沿革や人口、産業、土地利用、都市基盤整備等の状況を整理し、最新のデータに更新するものとする。

第21条（住民アンケートの実施）

受注者は、本市の各環境に対する満足度やニーズを把握するため、住民に対してアンケート調査（1,500通想定）を実施し、結果を取りまとめるものとする。なお、アンケート調査の実施項目や対象者、実施方法等の詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

第22条（まちづくりの課題の整理）

本市は、線引き都市計画区域における市街化調整区域の未活用地や都市計画区域外の中山間地域における未利用農地の増加等の課題を抱える一方、東海環状自動車道の全線開通を控えて、インターチェンジ周辺及び沿線道路周辺の開発ポテンシャルの高まりが予測される。

本市の地域特性やアンケート調査の結果を踏まえつつ、土地利用や道路・交通、公園・緑地、下水道、公共施設、景観等における都市づくりの課題を整理するものとする。

第23条（まちづくりの目標検討）

(1) まちづくりの理念と目指すべき都市像

本市の広域的な位置づけや前条にて整理した課題等を踏まえ、まちづくりの基本理念を策定するものとする。策定した基本理念をもとに、本市の地域特性や住民のニーズを踏まえ、目指すべき都市像を設定するものとする。

(2) 将来フレーム

いなべ市総合計画等の上位計画の将来フレームと整合を図りながら、人口や世帯数、就業者数の設定を行うものとする。

第24条（全体構想の策定）

本市の地域特性やまちづくりの課題を踏まえ、目指すべき都市像を実現するために、都市構造や交通体系等の整備の考え方や土地利用、施設整備の方針等を取りまとめるものとする。また必要に応じて、本市の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を取りまとめるものとする。

第25条（地域別構想の策定）

まちづくりの主要課題や全体構想に示された各基本方針を受け、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲等を考慮し、地域のまちづくりを推進する上での指針となる地域別構想を策定する。

いなべ市には線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域、準都市計画区域、都市計画区域外など、種々の計画区域が存在している。また、4町が合併した誕生した市であるため地域ごとの特性、特色等も様々である。

これらの条件を勘案して最適な地域の設定を検討、設定するものとする。

設定した各地域の交通条件や地域資源等から各地域が抱える問題・課題を整理し、整理した問題・課題を受けて全体構想に示された整備の方針等を踏まえた各地域のまちづくりテーマを設定し、土地利用や交通、緑・景観等の方針を取りまとめるものとする。

なお、住民が内容を視覚的に理解しやすいものとなるよう、地域別全体構想図及び各地域の構想図をGISデータにて作成するものとする。なお、GISデータについては、Shape形式にて作成するものとする。

第26条（実現化方策の検討）

受注者は、まちづくりの推進にかかる方針を検討するものとする。また、今後の課題として、まちづくりや都市計画区域の設定等における課題を取りまとめるものとする。

第27条（都市計画マスタープラン（素案）の作成）

受注者は、これまでの検討や本市の上位関連計画との整合を図り、都市計画マスタープラン（素案）を取りまとめるものとする。都市計画マスタープラン（素案）は、庁内検討委員会や有識者会議等に意見を聴取し、合意形成を図るものとする。

第28条（パブリックコメント支援）

受注者は、パブリックコメントを実施する際の資料作成を支援するものとする。また、コメントに対する回答案を作成するものとする。

第29条（会議等運営支援）

受注者は、都市計画マスタープランを策定するにあたって、開催を予定している会議等に対し、資料の作成、出席、議事録作成、意見の整理等の支

援するものとする。

第30条（都市計画マスタープラン本編及び概要版作成）

受注者は、前条までの検討を踏まえ、都市計画マスタープランの本編及び概要版を作成するものとする。

第31条（報告書作成）

受注者は、前条までに検討・作成した資料等を整理し、本業務の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

第32条（打合せ協議）

打合せ協議については、各年、業務着手時、中間時（3回程度）、納品時を想定しているが、業務の進捗状況に応じて、適宜実施するものとする。

第3章 成果品

第33条 (成果品)

納入すべき成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 業務報告書 (A4版、ファイル綴じ) | 1部 |
| (2) 都市計画マスタープラン (本編、ファイル綴じ) | 40部 |
| (3) 都市計画マスタープラン (概要版、A3版) | 50部 |
| (4) 上記の電子データ | 1式 |
| (5) 地域別全体構想図及び地域別構想図 GIS データ (Shape 形式) | 1式 |
| (6) その他発注者が必要と認める資料 | 1式 |